

令和元年第 1 回

秋川流域斎場組合議会臨時会会議録

秋川流域斎場組合議会

令和元年第1回

秋川流域斎場組合議会臨時会会議録

令和元年8月8日（木）、令和元年第1回秋川流域斎場組合議会臨時会は、西秋川衛生組合会議室に招集された。

8月8日（木曜日）

1. 出席議員（12名）

1番	辻 よし子	8番	清水 浩
2番	中村 一 広	9番	萩原 隆 且
3番	たばた あずみ	10番	清水 満 男
5番	村木 英 幸	11番	峰岸 茂
6番	中嶋 博 幸	12番	小峰 陽 一
7番	加藤 光 徳	13番	澤本 幹 男

2. 欠席議員（0名）

3. 会議録署名議員

10番	清水 満 男	11番	峰岸 茂
-----	--------	-----	------

4. 出席説明員

管理者	橋本 聖 二	担当課長	坂井 岳
副管理者	澤井 敏 和	担当課長	内倉 厚
副管理者	坂本 義 次	担当課長	久保嶋 光 浩
副管理者	河村 文 夫	担当課長	坂村 孝 成

5. 事務局職員

事務局長	鈴木 忠 彦	係 長	峯尾 元 久
主任	青木 哲 次		

令和元年第 1 回
秋川流域斎場組合議会臨時会会議録

日 時 令和元年 8 月 8 日（日）午後 2 時 0 0 分開議

場 所 西秋川衛生組合 会議室

日 程	番 号	件 名
日程第 1		議席の指定
日程第 2		会議録署名議員の指名
日程第 3		会期の決定
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		秋川流域斎場組合議会副議長の選挙
日程第 6	議案第 7 号	秋川流域斎場組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
日程第 7	議案第 8 号	秋川流域斎場組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 8	議案第 9 号	秋川流域斎場組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議事案件

議事日程

- | | | |
|-----|---|--|
| 日程第 | 1 | 議席の指定 |
| 日程第 | 2 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 | 3 | 会期の決定 |
| 日程第 | 4 | 諸般の報告 |
| 日程第 | 5 | 秋川斎場組合議会副議長の選挙 |
| 日程第 | 6 | 議案第7号 秋川流域斎場組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 | 7 | 議案第8号 秋川流域斎場組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 | 8 | 議案第9号 秋川流域斎場組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |

午後 2 時 0 0 分 開会

○議長（加藤光徳議員） ただいまから、令和元年第 1 回秋川流域斎場組合議会臨時会を開催いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

※

○議長（加藤光徳議員） 日程第 1 「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第 3 条の規定により、議長において指定いたします。

ただいまの着席どおりの指定といたします。

※

○議長（加藤光徳議員） 日程第 2 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 109 条の規程により、

10 番 清水満男議員

11 番 峰岸 茂議員、

を今会期中、指名したいと思えます。

※

○議長（加藤光徳議員） 日程 3 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日限りといたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

※

○議長（加藤光徳議員） 日程 4 「諸般の報告」をいたします。

管理者、橋本聖二町長。

○管理者（橋本聖二町長） 改めまして、皆様方、こんにちは。

ただいま、議長のご指名をいただきましたので、ご挨拶かたがた、諸般のご報告をさせていただきます。

本日は、令和元年第 1 回秋川流域斎場組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご出席をいただき、開会ができますことを心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

ただいま議長からのご紹介、また、それぞれに自己紹介がございましたが、檜原村議会議員選挙により、めでたく当選の栄を果たされました、清水議員、峰岸議員には、改めまして心からお喜びを申し上げる次第でございます。

また、あきる野市議会議員におかれましても、当組合の議会議員が改選され、新たに 3 人の議員さんが就任をされました。

今後とも本組合の運営に対しまして、皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

さて、「思い出を語るロマンの杜 ひので斎場」も平成13年4月の供用開始から19年目を迎えましたが、現在に至るまで順調に稼働し、皆様にご利用いただいているところでございます。

それでは、諸般のご報告を申し上げたいと存じます。

まず、昨年度の施設利用状況でございますが、火葬は全体で1,440件、昨年度との比較では7件の減でございました。このうち組合内の利用は1,344件で、全体の93.3%となっております。

次に、式場の利用でございますが、全体で466件、昨年度との比較では26件の増でございました。このうち組合内の利用は439件で、全体の94.2%となっております。

以上が昨年度の利用状況でございます。

次に、本年度の事業でございますが、当斎場も供用開始から19年目を迎えたところであり、ここに至るまで、長期修繕計画に基づき施設設備の更新あるいは修繕を行ってきたところでございますが、本年度につきましても、当斎場に電気を供給するために非常に重要な設備でございます高圧受変電設備の改修工事をはじめとし、いくつかの改修工事や更新工事を予定しているところでございます。

また、来年度には供用開始から20年目を迎えることとなりますので、既存の長期修繕計画の見直しを予定しているところであり、昨年度増設した火葬炉や、備品等の更新も含めた中で、より実情にあった計画の策定をしまいたいと考えているところでございます。

今後も斎場組合の運営に当たりましては、多くの皆様に安心してご利用いただける、心安らぐ場を提供していくことを第一に、誠意をもって努めてまいります。

以上、簡単でございますが、ご挨拶かたがた、諸般の報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（加藤光徳議員） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

※

○議長（加藤光徳議員） 日程第5「秋川流域斎場組合議会副議長の選挙」を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤光徳議員) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に、清水満男議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました清水満男議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤光徳議員) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました清水満男議員が副議長に当選されました。

清水満男議員が議場におられますので、本席から、会議規則第31条の規定により告知いたします。

それでは、清水満男議員に自席から副議長就任のご挨拶をお願いいたします。

○副議長(清水満男議員) ただいま、副議長という大役を指名推薦、当選させていただきました檜原村議会の清水でございます。斎場組合の議会は初めてでございます。皆様のご協力、ご指導のもとに務めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(加藤光徳議員) ありがとうございます。

※

○議長(加藤光徳議員) 日程第6 議案第7号「秋川流域斎場組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これより提案者の説明を求めます。管理者、橋本聖二町長。

○管理者(橋本聖二町長) 議案第7号 秋川流域斎場組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、日の出町が「東京都町村職員海外派遣研修」に職員を派遣するにあたり、旅費に関する条例の一部を改正したもので、改正内容といたしましては、海外出張における支度料及び旅行雑費を支出できるよう規定したものでございます。

秋川流域斎場組合の職員に係る給与制度等につきましては、従来より日の出町に準拠してまいりましたので、当斎場組合におきましても、日の出町の条例に準拠し、当該条例の改正を行うものでございます。

以上でございますので、よろしくご審議の上、ご承認をお願いして提案理由のご説明といたします。

○議長(加藤光徳議員) これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤光徳議員) 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。通告を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤光徳議員) 通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤光徳議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

----- ※ -----

○議長(加藤光徳議員) 日程第7 議案第8号「秋川流域斎場組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これより提案者の説明を求めます。管理者、橋本聖二町長。

○管理者(橋本聖二町長) 議案第8号 秋川流域斎場組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律」に基づき、妊娠中の女性職員が医師等から指導を受けた場合に、その女性労働者が受けた指導を守ることができるよう改正するもので、改正内容といたしましては、特別休暇に「妊婦通勤時間」を規定し、医師等から通勤緩和の指導を受けた場合に、休暇として対応できるようにするものでございます。

本件につきましても、斎場組合職員の制度に係るもので、日の出町に準拠する必要がございましたので、条例を改正するものでございます。

以上でございますので、よろしくご審議の上ご承認をお願いして、提案理由のご説明といたします。

○議長(加藤光徳議員) これより質疑に入ります。1番、辻よし子議員。

○1番(辻よし子議員) 1点だけ質問させていただきます。

今回の条例改正の対象になるような職員の方が現在いらっしゃるのかどうか、また、今後そういった可能性があるのかどうか、その辺の状況を教えてください。

○議長(加藤光徳議員) 事務局長。

○事務局(鈴木忠彦局長) 職員の対象がいるかということでございます。現在、斎場職員4名でございます。全て男性ということで、現在のところは対象はいないということでございますが、将来、日の出町からの派遣、全ての職員が日の出町からの派遣ということになりますので、男性、女性の区別はございませんので、女性の職員が派遣になるという可能性もあるかなとは思っております。以上です。

○議長(加藤光徳議員) よろしいですか。

○1番(辻よし子議員) はい、ありがとうございます。

○議長(加藤光徳議員) ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(加藤光徳議員) 質疑はないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。通告を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（加藤光徳議員） 通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

----- ※ -----

○議長（加藤光徳議員） 日程第8 議案第9号「秋川流域斎場組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これより、提案者の説明を求めます。管理者、橋本聖二町長。

○管理者（橋本聖二町長） 議案第9号 秋川流域斎場組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、消費税法の改正に伴い、当該条例別表による使用料の表記を変更し消費税の額を内税表記とし、同表備考により使用料の額には、消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含む旨を記載するものであり、利用者にご負担をいただく使用料につきましては、現状の額を維持するものでございます。

また、式場棟の区分を実情にあった室名に整理するとともに、式場棟に設置されておりました霊安設備を利用者の利便性を考慮し、火葬棟の霊安室に集約させていただきましたので、同じく別表の式場から霊安室を削除したものでございます。

以上でございますので、よろしくご審議の上、ご承認をお願いして提案理由のご説明といたします。

○議長（加藤光徳議員） これより質疑に入ります。1番、辻よし子議員。

○1番（辻よし子議員） 1点だけ質問させてください。

ひので斎場のほうは、今回の消費税の引き上げだけではなくて、前回の引き上げの際にも使用料には反映させていらっしやらないと思います。それで少しだけ調べてみたんですけれども、今回は調べ切れなかったんですけれども、前回の消費税の引き上げのときには、ほかの自治体の斎場でそれに伴って使用料を上げているところもあるようです。ひので斎場のほうが前回も、さらに今回も、引き上げをしなかったということの理由というか、検討された上でそういう結論を出されたと思うんですけれども、その辺の検討の過程とか、出された結論の理由がわかりましたらお願いいたします。

○議長（加藤光徳議員） 事務局長。

○事務局（鈴木忠彦局長） 辻議員のご質問でございますが、今回の消費税の改正に伴って料金の改定をしていないということでございます。前回もしていないということでございますが、前回については同じく条例改正はしているんですが、現在の条例の中の表記としては、消費税額、本体価格、計ということで表記をしていますが、消費税額のほうを増額させて、本体価格を下げ、全体の価格とし

ては同じ金額ということで条例改正をしたということでございます。

当時、住民の方の負担になるということで、消費税は上ったけれども、今もそうなんですけれども、消費税を含んだ額をいただいておりますが、国または地方公共団体における消費税については、いろいろ細かい要件があるんですけども、納付をしなくてもいいということになっておりますので、その辺も含めて消費税、支払いの部分は上っていますけれども、納付の部分で消費税は納めることとなっておりますので、その辺の絡みで消費税を、料金のほうは上げてないということでございます。

今回も同じ考えなんですけれども、消費税は上りますけれども、消費税の納付については地方公共団体の納付については免除というか、されておりますので、その辺を考慮して、また今回、近隣の斎場のほうにも今回の消費税の改正に伴って料金の改定をしますかということで問い合わせをしたところ、近隣については全てここでは料金を改定しないということでございましたので、その辺も考慮して今回は据え置きということにさせていただきました。以上です。

○議長（加藤光徳議員） 1番、辻よし子議員

○1番（辻よし子議員） ありがとうございます。実際に消費税を取ったとしても、その取った分の消費税を納める必要がないと。小売店なんかで1千万円以下の売上しかない場合と同じようなことになるので、ということで理由はわかりました。

ただ、ほかの自治体の斎場も同じような状況が、近隣はどこも上げないということでしたけれども、ほかのもう少し離れたところでは上げているところもあるので、そういうところも消費税として納める必要がないというのは同じ状況だと思います。ただ、消費税が上がることで、当然、歳出のほうもその分、負担が増えますので、それを今回引上げによって補う必要はなかったのかどうか、今後の経営を考えたときに消費税の値上げ分は当然歳出のほうの負担になってきますので、その辺は今のところ経営上はこのままでいけそうだという判断をされたという、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（加藤光徳議員） 鈴木事務局長。

○事務局（鈴木忠彦局長） 今後の消費税の影響ということだと思いますけれども、斎場の収入の大きなところが組織市町村から負担をいただいている負担金で賄っているのが現状でございます。毎年、繰越金についても1500万から2000万の間ぐらいでここ何年か推移していると。ここで管理者の諸般の報告でもありましたけれども、長期修繕計画の見直しをすると。その中で影響が出ないことはないんですが、長期で考えると、ここですぐ上げなくても経営はやっていけるであろうという考えで、今回は据え置きとさせていただきました。

○議長（加藤光徳議員） 1番、辻よし子議員。

○1番（辻よし子議員） わかりました。そういうことであれば消費税の引き上げで市民の生活、いろいろこれから大変になる中で、斎場組合では上げずにそのまま据え置くということはいいことだと思いますので、わかりました。ありがとう

ございました。

○議長（加藤光徳議員） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。通告をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） 通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

----- ※ -----

○議長（加藤光徳議員） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和元年第1回秋川流域斎場組合議会臨時会を閉会といたします。

午後2時28分 閉会

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

令和元年 月 日

秋川流域斎場組合議長

秋川流域斎場組合議員

秋川流域斎場組合議員